

令和 5 年度

住宅リフォーム助成事業補助金のご案内

市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、個人住宅のリフォーム工事に対して助成を行います。

1. 補助対象者（次の項目すべてにあてはまる方）

- ・岩沼市に住民登録し、対象住宅に居住している住宅所有者
- ・市税等を滞納していない方
- ・当該補助を受けた方と補助の対象となった住宅を共有していない方

※これまでに当該補助金の交付を受けた住宅は対象外です。

2. 補助対象住宅

- ・市内の既存住宅
- ・現に居住している専用住宅又は併用住宅の居住部分

※貸家及び借家は対象外となります。

3. 補助対象要件

- ① **税抜で 20 万円以上**の住宅リフォーム工事
※修繕・補修・模様替え等の住宅の機能維持又は機能向上のための工事
- ② **補助金の申請者以外で市内に本店機能を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者**が行う工事
※一事業者あたりの請負件数は 3 件までとします。
※申請が予定件数（40 件）を超えた場合は抽選にて決定いたします。
- ③ **補助金の交付決定通知後に着手**し、令和 5 年 12 月までに所定の実績報告書等を市に提出できる工事。
- ④ **岩沼市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項に規定する工事でないこと。**

4. 受付期間

- ・令和 5 年 5 月 8 日（月）～5 月 31 日（水）

5. 補助金額 一律 10 万円

6. 注意事項

- ① 当助成事業の受付は、市役所 3 階産業振興課で行います。
- ② **既に住宅リフォームを着工されている方は対象外**となります。必ず補助金交付決定通知を受けた後に工事を始めてください。
- ③ 申請用紙は産業振興課のほか、市内の公共施設（西コミュニティセンター・玉浦コミュニティセンター）にも備えてあります。（様式は市のホームページからもダウンロードできます）
- ④ 当事業については、ホームページからも確認できます。

7. 対象工事一覧

①生活への支障の改善工事

手すりの設置・段差解消・滑り止めなどのユニバーサルデザイン化

②住宅の長寿命化工事

- ・く体の改修、建具やサッシ工事、間取りの変更や増改築工事（ガス設備工事、電気工事を含む）
- ・内装工事（畳の入れ替え、断熱工事、壁・床・天井の改修工事、フローリング張り工事、給排水設備工事等）
※クロス、障子、ふすま、タイル石等については、工事を伴うリフォームであれば対象。）
- ・外装工事（屋根及び外壁塗装工事、断熱工事、ベランダ改修工事等（住宅と一体的な工事に限る））

③住宅エコ工事

- ・断熱材や断熱サッシの導入に伴う工事

④災害対策工事（風雪に伴う雪止め、雨どいの施工、土砂災害防止のための耐力壁）

⑤その他、市長が認める経費（住宅リフォームに伴う廃棄物処理費、設計費）

※太陽光発電、冷暖房機器、給湯器、ユニットバス、便器、化粧台、カーテンなどの製品代は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

8. 申請方法

岩沼市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市役所産業振興課まで提出してください。

- ・住宅リフォーム工事費用の明細書又は見積書
- ・位置図（住宅の位置が分かるもの）
- ・現況写真（リフォーム施工を予定する箇所）

※申請書には地番（法務局に登録されている土地の番号）と建築年を明記してください。

※写真は、鮮明かつリフォーム施工箇所全てが確認できるものを提出してください。写真によっては、再度提出をお願いする場合があります。

- ・その他市長が必要と認めるもの

9. 補助金の申請から交付までの流れ

①補助金交付申請書提出（見積添付）⇒ ②補助金交付決定通知⇒ ③工事着手⇒ ④工事完了⇒ ⑤工事完了実績報告書および請求書提出⇒ ⑥補助金の額の確定・補助金交付（振込）

※市職員を装った振込め詐欺等には十分ご注意ください。